

## 「第6次朝日町総合計画後期基本計画（案）」のパブリックコメントの結果について

### 1. 意見募集の概要

|            |   |
|------------|---|
| 意見募集期間     | ・令和8年1月5日（月）から令和8年2月5日（木）まで   |
| 公表の方法      | ・朝日町役場企画情報課、保健福祉センター、教育文化施設（図書館）、町公民館の各窓口<br>ただし、閉庁・閉館日（時間）は除く。<br>・町ホームページ |
| 意見の提出方法    | ・電子メール、郵便、FAX、持参  |
| 意見の提出先     | ・朝日町役場企画情報課   |
| 提出された意見の件数 | ・提出者数 3名<br>・意見数 4件   |

## 2. 意見及び町の考え方

| 番号 | 意見の内容  | 意見に対する町の考え方  |
|----|--|--|
| 1  | <p>[要望]1. 当初の「第6次朝日町総合計画」（令和3年度～令和12年度）</p> <p>35頁においては、「実現に向けた基本施策」の中で、「朝日町都市計画マスタープランで位置づけされた工業振興ゾーンへの新規企業の立地を促進します。」と記載されています。</p> <p>今回の第6次朝日町総合計画後期基本計画(案)では、小向地区(近鉄と国道1号線間)の工業化計画は課題と記入され、明記されていません。当初埋縄地区の次は、小向地区でありました。</p> <p><u>小向地区の工業化を進める表現に改めてください。</u></p> <p>(理由)1. そもそも、小向地区の農地は、事業者によるカドミウム他の汚染で、優良農地ではなくなりました。</p> <p>2. そこで、当時の町当局は、やむなく、「総合計画」に小向地区の農地を工業化区域に指定し、その後も小向地区の工業化の記述は、「第6次朝日町総合計画」に引き継がれています。</p> | <p>現状、小向地区農地は、法令上、農業振興地域整備計画に基づき、町として保全・活用すべき重要な農用地であり、原則として他用途への転用が認められていない農地です。このため、現時点において工業化の対象として具体的に記載することについては、慎重な検討が必要であると考えております。なお、農地について土壤中のカドミウム量は土壤汚染対策法の基準値以下となっています。</p> <p>一方で、後期基本計画では第3編に基本構想を記載し、基本構想では、「④活力と賑わいのある産業のまちづくり」の2. 商工業の振興において、「本町の広域交通の利便性を生かし、朝日町都市計画マスタープランで位置付けられた工業等振興ゾーンへの新規企業の立地を促進します。」と記載しております。これは小向地区を想定したものです。さらに、土地利用構想においては、将来都市構造図において小向地区農地を工業系市街地エリアと位置付けています。</p> |

| 番号 | 意見の内容   | 意見に対する町の考え方  |
|----|---|--|
| 1  | <p>[要望]2. 土地所有者としては、以前のような優良農地に回復してほしいですが、それが困難であれば、小向地区の農地は、<u>早急に「市街化調整区域から工業区域に変更し、工業化を促進して下さい。」</u></p> <p>(理由)1. 工場誘致により、町財政が潤います。</p> <p>2. 町民が働く職場が増え、町人口も増加し、町財政が豊かになります。</p> | <p>小向地区の農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されていることから、工業用地として利用するためには、農用地区域からの除外が前提となります。</p> <p>農用地区域からの除外については、法令に基づく要件を満たす必要がありますが、現時点において、これらの要件が整っている状況にはありません。</p> <p>このような状況から、小向地区の農地は、都市計画法に基づく市街化調整区域に位置付けられており、現時点において、町として市街化区域への編入や工業系用途への変更を行う段階には至っていないと考えております。</p> |

| 番号 | 意見の内容  | 意見に対する町の考え方   |
|----|--|---|
| 2  | <p>P80、3-4「計画的な土地利用と景観形成の推進」の「主要施策」1. 適正な土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「朝日町都市計画マスタープラン」や「朝日町立地適正化計画」について適宜計画の見直しを検討するとあるが、企業誘致や開発整備をイメージしやすくなるので、将来都市構造図を掲載すべきではないか。</li> </ul> <p>令和3年の「第6次朝日町総合計画」には将来都市構造図が資料として掲載されていました。</p>   | <p>後期基本計画では第3編に基本構想を記載し、前期基本計画と同様に、土地利用構想において将来都市構造図を示します。</p>  |
| 3  | <p>P89、4-2「商工業の振興と雇用対策」の「主要施策」3. 新規企業の立地促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前期には土地利用構想において、工業系市街地候補として鉄道沿線及び国道1号沿道地区とあったが、後期では具体的な記述がない。</li> <li>都市計画マスタープランでは川原地区とともに小向地区が工業振興ゾーンとして指定されている。</li> <li>主要施策の3. 新規企業の立地促進には、都市計画マスタープランに従って「次の候補地は小向地区」と明記して、企業誘致に5年間取り組むべきではないか。</li> </ul> | <p>後期基本計画では第3編に基本構想を記載しており、前期基本計画と同様に、土地利用構想を示します。</p> <p>現状、小向地区農地は、法令上、農業振興地域整備計画に基づき町として保全・活用すべき重要な農用地であり、原則として他用途への転用が認められていない農地です。このため、現時点において具体的に記載することについては、慎重な検討が必要であると考えております。</p> <p>また小向地区において企業誘致に取り組む前提として、農用地の除外の手続きが必要となりますが、現時点では法令に基づく除外要件を満たしていない状況にあり、企業誘致を進めるには、先ずは除外要件の整理が必要となると考えております。</p> |

| 番号 | 意見の内容   | 意見に対する町の考え方  |
|----|---|--|
| 4  | <p>農地の利用について、次世代に渡す時に重く負担になるため、現在地元の匠ファーマーズをお願いをしていたが、そのグループも次の世代が育っておらず、いつ消滅するかわからず不安です。放棄地とならない為に工場誘致を行い有効利用したいと思う。</p> | <p>町ではこれまで、農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約化や区画拡大を進め、担い手による農地利用の維持に取り組んできました。</p> <p>今後も、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化や担い手の支援を進めるとともに、匠ファーマーズ三重朝日を含めた既存の担い手の営農継続を支援してまいります。</p> <p>あわせて、新たな担い手の確保・育成にも取り組み、農地の適正な利用が継続されるよう努めてまいります。</p> |